

## 町田市住みよい街づくり条例の改正箇所と主なポイント

- 条例の改正にあたっては、前文や総則の修正や章の順番を入れ替えるなど、全体的な見直しを図る。
- 条例が目指す街づくりの内容が明確になるように、「街づくりプロジェクト」「まちの将来像（ビジョン）」「街づくり活動の支援」「早期周知の街づくり」等を各章の名称にするなど、わかりやすく整理する。
- 条例改正により取り扱いが変更される「地区街づくりプラン」「街づくり推進地区」は、経過規定として記載する。

### <現行条例の構成>

- 前文
- 第1章 総則(第1~6条)
- 第2章 地区街づくりの推進(第7~18条)
  - 第1節 地区街づくりプランの策定(第7~11条)
  - 第2節 街づくり推進地区(第12~15条)
  - 第3節 街づくり検討地区(第16~18条)
- 第3章 街づくりに関する市民活動の推進(第19~22条)
- 第4章 早期周知による街づくり(第23~30条)
- 第5章 街づくり活動の支援(第31~34条)
- 第6章 町田市街づくり審査会(第35条)
- 第7章 雑則(第36条~第39条)

### <改正後の条例構成案>

- 前文
- 第1章 総則
- 第2章 **街づくりプロジェクトの推進**
- 第3章 **まちの将来像（ビジョン）**
- 第4章 **街づくり活動の支援**
- 第5章 **早期周知による街づくり**
- 第6章 町田市街づくり審査会
- 第7章 経過規定
  - 第1節 地区街づくりプラン
  - 第2節 街づくり推進地区
- 第8章 雑則

### ■条例の主な改正内容 (赤字：改正を予定する項目、 改正のポイント)

<p><b>前文</b></p> <p><b>第1章 総則</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的</li> <li>・基本理念</li> <li>・定義</li> <li>・市の責務</li> <li>・市民の責務</li> <li>・事業者の責務</li> </ul>	<p><b>【修正】</b></p> <p>○現在の社会状況、市民主体の街づくり活動の展開を踏まえて、まちのルールづくりを軸にした支援だけではなく、市民主体の街づくり活動を幅広く支援すること等、改定の主旨を反映。</p> <p><b>【修正】</b></p> <p>○上位計画の改正に合わせて修正。</p> <p><b>【修正】</b></p> <p>○改正に伴い使用する主要な言葉の定義を追加。不要となる定義を削除。</p> <p>*追加・修正：「街づくりプロジェクト」「まちの将来像（ビジョン）」「地区街づくり」など</p> <p>*削除：「街づくり市民活動」「地区街づくり団体」「街づくり市民団体」など</p>
<p><b>第2章 街づくりプロジェクトの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・街づくりプロジェクトの推進</li> <li>・活動の成果の報告</li> </ul>	<p><b>【新規】</b></p> <p>○「街づくりプロジェクト」の実施に関する内容を記載。</p>
<p><b>第3章 まちの将来像（ビジョン）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちの将来像（ビジョン）</li> <li>・まちの将来像（ビジョン）の案の縦覧等</li> <li>・まちの将来像（ビジョン）の策定及び実現</li> <li>・まちの将来像（ビジョン）の変更または廃止</li> <li>・（仮称）町田市都市づくりのマスタープランへの位置づけ</li> </ul>	<p><b>【新規】</b></p> <p>○「まちの将来像（ビジョン）」の内容及び策定手続き等を記載。</p> <p>*ビジョンに記載する項目（名称、位置及び区域、目標、方針、ほか）</p> <p>*市が、まちの将来像（ビジョン）案を公表し、合意に努めること</p> <p>*まちの将来像（ビジョン）の策定プロセスや手続き</p> <p>*まちの将来像（ビジョン）の変更又は廃止について</p>
<p><b>第4章 街づくり活動の支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・街づくりプロジェクトの支援</li> <li>・街づくりプロジェクトの登録・登録期間</li> <li>・まちの将来像（ビジョン）検討の支援</li> <li>・街づくりアドバイザーの登録</li> <li>・街づくりアドバイザーの派遣</li> </ul>	<p><b>【修正】</b></p> <p>○「街づくりプロジェクト」「まちの将来像（ビジョン）」の支援に関する内容を記載。</p> <p>*街づくりプロジェクトの登録及び登録期間</p> <p>*支援項目等を記載</p>
<p><b>第5章 早期周知による街づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺環境と調和した街づくりのための指針の策定</li> <li>・大規模土地取引行為の届出・協議（追加）</li> <li>・早期周知による街づくりの対象</li> <li>・大規模開発事業の構想の届出等（追加）</li> <li>・大規模開発事業の事前情報公開 ・説明会の開催</li> <li>・関係住民等と事業者との協議 ・報告義務 ・申請手続</li> <li>・大規模開発事業の構想の変更届出（追加）</li> <li>・協力要請（追加） ・助言又は指導</li> </ul>	<p><b>【修正】</b></p> <p>○2018年度に行った制度設計の内容に基づき「大規模土地取引に関する届出」「大規模開発事業の土地利用構想の協議にかかる届出・協議」等について必要な事項を追加。</p> <p>○詳細は別紙参照</p>
<p><b>第6章 町田市街づくり審査会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町田市街づくり審査会</li> </ul>	
<p><b>第7章 経過規定</b></p> <p><b>第1節 地区街づくりプラン</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区街づくりプラン</li> <li>・地区街づくりプランの変更又は廃止</li> <li>・（仮称）町田市都市づくりのマスタープランへの位置づけ</li> </ul> <p><b>第2節 街づくり推進地区</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・街づくり推進地区の指定</li> <li>・街づくり実現方針</li> <li>・建築行為等の誘導</li> <li>・助言又は指導</li> </ul>	<p><b>【修正】</b></p> <p>○新制度における「地区街づくりプラン」の取扱いを記載</p> <p>*今ある「地区街づくりプラン」は残し、変更・廃止は可能。新規策定は行わない。</p> <p>*現行の「地区街づくりプラン」を（仮称）町田市都市づくりのマスタープランとしても位置づける</p> <p><b>【修正】</b></p> <p>○新制度における「街づくり推進地区」の取扱いを記載</p> <p>*今ある「街づくり推進地区」は残す。新規の策定は行わない。</p>
<p><b>第8章 雑則</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用除外 ・勧告 ・公表 ・委任</li> </ul>	